

桜の丘(ショートステイ) 利用料一覧

単位:円

令和6年8月1日 改定

1.短期入所生活介護

※下記の表記は1割負担の金額になります。負担割合証に応じた負担となります。

要介護度	施設サービス費						(※介護保険負担割合証1割の場合)	介護職員等処遇改善加算(I)	段階区分				
	基本単価		夜勤職員配置加算(I)	サービス提供体制強化加算(I) ※1	生産性向上推進体制加算(II) (1月)	合計			居住費 (1日)	食費			
	多床室(II)	個室(I)								(1日)	食費内訳 (1日)		
要介護 1	603	13	22	10	648	184/1回	利用総単位数×14.0%	第1段階	個室	380	300		
要介護 2	672				717				多床室	0			
要介護 3	745				790			第2段階	個室	480	600		
要介護 4	815				860			第3-①段階	多床室	430			
要介護 5	884				929			第3-②段階	個室	880	1,000		
								多床室	430	430	1,300		
								第4段階	個室	1,231	1,500		
								多床室	915	915			

2.予防短期入所生活介護

要介護度	施設サービス費						(※介護保険負担割合証1割の場合)	介護職員等処遇改善加算(I)	段階区分				
	基本単価		サービス提供体制強化加算(I) ※1	生産性向上推進体制加算(II) (1月)	合計	送迎加算			居住費	食費			
	多床室(II)	個室(I)											
要支援 1	451	22	10	473	上記参照	利用総単位数×14.0%	上記参考		上記参考				
要支援 2	561			583					上記参考				

※1 サービス提供体制強化加算：区分支給限度基準額に含めない。

※長期の利用者（自費用などを挟み実質連續30日以上を超える利用者）については、基本単価△30単位/日。

施設サービス費（該当者のみ別途加算）

項目	負担額	備考
療養食加算	8/回	医師の発行する食事せんに基づき提供された食事の場合
若年性認知症利用者受入加算	120/日	初老期における認知症によって要介護者となった者に対し、個別に担当者を定めサービス提供を行った場合
医療連携強化加算	58/日	厚生労働大臣が定める状態の者の受け入れ時
緊急短期入所受入加算	90/日	居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない者を緊急で受け入れる場合。最大14日間を限度。
口腔連携強化加算	50/月	事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合